



富士山本宮浅間大社

歴史

富士山のふもと 富士宮で暮らそう



富士宮やきそば

食



白糸の滝

自然

都心から
2時間

アウトドア
が楽しめる

食べ物が
豊富!

街も自然も
あるよ!

水が
美味しい!

年間イベント
盛り沢山

子育て支援
も充実

富士山
日本一!

東京都心まで約2時間、
静岡市まで約1時間の富士宮市では、
「美容院は東京に」
「ちょっと静岡まで買い物に」と
いったことが日常茶飯事。
都会からつかず離れずの
「ちょうど良い田舎」です。



移住・定住サポートが受けられます。

- ✓ 住宅を購入・空家一戸建てを賃借した場合、**最大200万円** 支援
- ✓ 「富士宮ライフサポーターズによる支援」「お試し移住体験施設の紹介」「オンラインでの移住相談」などの移住サポートもあります。お気軽にご相談ください。

★詳細は <https://www.fujinomiya-life.com>

富士宮ライフ



WEB
サイト



移住・定住補助金の詳細については、
裏面をご覧ください。

富士宮市に住むとお得がいっぱい!



©富士宮市さくやちゃん

【富士宮市の移住・定住補助事業】

移住・定住 奨励金	補助対象者	
	○夫婦のいずれかが40歳以下(申請時)の若者世帯 ○世帯全員が静岡県外から富士宮市へ転入した世帯(転入日の前日まで1年以上静岡県外に居住していたこと) ○富士宮市に5年以上定住する ○居住を目的に住宅を取得(新築または購入)または移住定住推進団体(※2)を介して空家住宅(一戸建てに限る)を賃借する ○世帯全員が市税を完納している など	
	補助内容	
	住宅を取得した場合	移住定住推進団体(※2)を介して空家住宅を賃借した場合
◆首都圏(※1)からの移住 夫婦のいずれかが29歳以下の場合 160万円(最大200万円) 34歳以下の場合 120万円(最大160万円) 40歳以下の場合 100万円(最大140万円) ◆静岡県外からの移住 夫婦のいずれかが29歳以下の場合 80万円(最大120万円) 34歳以下の場合 50万円(最大90万円) 40歳以下の場合 40万円(最大80万円)	◆首都圏(※1)からの移住 夫婦のいずれかが29歳以下の場合 110万円(最大150万円) 34歳以下の場合 70万円(最大110万円) 40歳以下の場合 50万円(最大90万円) ◆静岡県外からの移住 夫婦のいずれかが29歳以下の場合 60万円(最大100万円) 34歳以下の場合 30万円(最大70万円) 40歳以下の場合 20万円(最大60万円)	
加算	子ども(中学生以下)1人につき 10万円(最大30万円) 移住定住推進団体(※2)を介して移住した場合 10万円	

詳細はこちら



移住者首都圏 通勤支援助成金	補助対象者	加算
○「移住定住奨励金」対象者の内、年齢に限らず、首都圏(※1)からの移住世帯 ○東海道新幹線「新富士駅」から首都圏(※1)に通勤し、同駅周辺の駐車場を月ぎめで賃借している	年度内に支払う駐車場使用料の額(上限10万円/年)	

詳細はこちら



移住・就業 支援金	補助対象者	
	○富士宮市に移住する直前の10年間のうち通算5年以上かつ移住する直前に連続して1年以上、「特別区内に在住していた」、または、移住する直前の10年間のうち通算5年以上かつ移住する直前に連続して1年以上、首都圏の条件不利地域(※3)以外に在住し特別区内に勤務していた方 ※首都圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、特別区内の大学等へ通学し、特別区内の企業等へ就職した方は、通学期間(修業年限を上限。ただし、高等専門学校は2年を上限)も対象期間として加算可能	
	○①から⑤のいずれかに該当すること ①県のマッチングサイト登録の支援金対象企業に就業する ②内閣府が実施するプロフェッショナル人材事業または、先導的人材マッチング事業を利用して就業する ③所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住後も引き続き移住前の業務を行う(テレワーク) ④県の起業支援事業を受ける ⑤静岡県内の各市町が設定している「関係人口(※4)」の要件に該当する	
	○移住する前に在住していた市区町村において、市区町村税を滞納していない ○5年以上定住する意思を有している ○5年以上就業する意思を有している など	
	交付金額	加算
	2人以上の世帯の場合 100万円 単身の場合 60万円	18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合 18歳未満の者1人につき100万円

詳細はこちら



※1 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、東京都。 ※2 定住人口を増やすため、自治会員から結成された組織のこと。稲子地区、猪之頭地区、青木平地区、柚野地区に該当団体あり。
 ※3 東京都: 檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村。 埼玉県: 秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町。 千葉県: 館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町。 神奈川県: 山北町、真鶴町、清川村。
 ※4 富士宮市に移住する直前の5年間のうち通算2回以上、ふるさと納税をした者。

上記の他にも要件や申請期限などがある場合がありますので、より詳細な内容については市役所までお問い合わせください



富士宮市役所
企画部 企画戦略課

〒418-8601 静岡県富士宮市弓沢町150番地

TEL:(0544)22-1215 FAX:(0544)22-1206 mail:kikaku@city.fujinomiya.lg.jp